

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応（通所・短期入所施設等）

※保健所等の指示に従うこと

※県では、濃厚接触者等になった介護職員、介護が必要な高齢者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知

疑われる者が発生した場合速やかに

情報共有・報告

・保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける。
 ・管理者等へ報告し、休業・一部停止について施設内で情報共有する。（法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要）
 ・利用者（感染が疑われる者）の主治医・担当の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・保険者・支給決定市町村に連絡し情報を共有する。
 ・利用者（感染が疑われる者以外）の主治医、居宅支援事業所等に連絡し、代替サービスを検討する。
 ・指定権者及び保険者に連絡する。（衛生物品等の支援の必要性を含む。）
 ※「帰国者・接触者相談センター」は、県内8か所の県保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

消毒・清掃等

感染が疑われる方が利用した部屋や車両等を中心に施設すべてについて清掃

【手順】

・手袋、ゴーグル、エプロン等を着用し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、湿式清掃し乾燥

【考え方】

感染が疑われる者に対し

- ・長時間の接触
 - ・適切な感染の防護無しに介護した
 - ・気道分泌液若しくは体液、排泄物等直接接触した可能性が高い
- に該当する者については特段の注意を要する。

濃厚接触が疑われる利用者の特定

感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

利用者の場合

診断結果の確定まで

- ・自宅待機を行い、保健所等の指示に従う。
- ・短期入所等ショートステイのサービス利用中に感染の疑いが発生した場合は自宅帰宅せず、施設内で隔離等の感染防止を徹底した上でサービス提供を継続する。（家族・利用者に事前に説明する。具体的なサービス提供の方法は入所施設に準じる。）
- ・利用中止により入浴等生活に必要なサービスが滞る場合、必要に応じて居宅介護支援事業所等との連携により介護職員等の感染防止策を徹底した上で訪問介護等、自宅待機の場合に生活に必要なサービスを確保する。

※発症者と異なり「感染が疑われる者」については、通所介護事業所等の休止により自宅待機等を求められ、入浴等の機会が失われることのないよう居宅介護支援事業所等との連携により介護職員等の感染防止策を徹底したうえで訪問介護等、生活に必要なサービスを適宜確保する。

特に独居者については、引き続き在宅継続することから食事・排せつ支援等の生活に最低限必要なサービス提供を行う。

職員の場合

・保健所等により濃厚接触者とされた職員については、感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。

○風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等症状がある場合

・自宅待機の上、保健所の指示に従う。

○症状がない場合

- ・所定の期間については感染が疑われるため、自宅待機する。
- ・職場復帰時期については、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

特に同居者に感染を疑う症状がある場合

- ・所定の期間については感染が疑われるため、自宅に待機する。

※ 詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」をご参照ください。